

改正案	現行
<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法人であるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第九百九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号並びに第二百八条の三十二第二号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号及び第九十一条第一項第四号を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員</p> <p>員の沿革を記載した書面）</p> <p>ロ （略）</p>	<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法人であるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第九百九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第五号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号並びに第二百八条の三十二第二号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号及び第九十一条第一項第四号を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員</p> <p>員の沿革を記載した書面）</p> <p>ロ （略）</p>

ハ 役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて法第二十九条の二第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ・ホ (略)

三 個人であるときは、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 登録申請者及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該登録申請者及び重要な使用人の氏名に併せて法第二十九条の二第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登録申請者及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ・ホ (略)

四〇七 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定め

(新設)

ハ・ニ (略)

三 個人であるときは、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

(新設)

ハ・ニ (略)

四〇七 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定め

る書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 法第二十九条の二第一項第一号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書（個人であるときは、住民票の抄本）又はこれに代わる書面

ロ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

二 (略)

三 法第二十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)・(5) (略)

四〇七 (略)

2・3 (略)

る書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 法第二十九条の二第一項第一号に掲げる事項について変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書（個人であるときは、住民票の抄本）又はこれに代わる書面

二 (略)

三 法第二十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

四〇七 (略)

2・3 (略)

(指定親会社による書類の添付書類)

第二百八条の二十 法第五十七条の十三第二項第二号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

一～三 (略)

四 役員の前婚姻前の氏名を当該役員の前婚姻前の氏名に併せて法第五十七条の

十三第一項の書類に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の前婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五～七 (略)

(変更の届出)

第二百八条の二十二 法第五十七条の十四の規定により届出を行う指定親会社は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第五十七条の十三第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(指定親会社による書類の添付書類)

第二百八条の二十 法第五十七条の十三第二項第二号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

一～三 (略)

(新設)

四～六 (略)

(変更の届出)

第二百八条の二十二 法第五十七条の十四の規定により届出を行う指定親会社は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第五十七条の十三第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて届出書に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)・(5) (略)

三 (略)

(許可申請書の添付書類)

第二百二十一条 法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～六 (略)

七 役員等の婚姻前の氏名を当該役員等の氏名に併せて法第六十条の二第一項の許可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員等の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

八～十 (略)

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百二十二条 法第六十条の五第一項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

三 (略)

(許可申請書の添付書類)

第二百二十一条 法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～六 (略)

(新設)

七～九 (略)

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百二十二条 法第六十条の五第一項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に

提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十条の二第一項第三号に掲げる事項に変更があった場合次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)・(5) (略)

四〇六 (略)

七 法第六十条の二第一項第八号に掲げる事項に変更があった場合次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに国内における代表者となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)・(5) (略)

提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十条の二第一項第三号に掲げる事項に変更があった場合次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

四〇六 (略)

七 法第六十条の二第一項第八号に掲げる事項に変更があった場合次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに国内における代表者となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

(許可申請書の添付書類)

第二百三十二条の五 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇六 (略)

七 役員等の婚姻前の氏名を当該役員等の氏名に併せて法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項の許可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員等の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

八〇十四 (略)

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百三十二条の七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第一項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一

(許可申請書の添付書類)

第二百三十二条の五 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇六 (略)

(新設)

七〇十三 (略)

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百三十二条の七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第一項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一

項第三号に掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)・(5) (略)

四〇六 (略)

七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の第二項第八号に掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに国内における代表者となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)・(5) (略)

(登録申請書の添付書類)

第二百六十条 法第六十六条の二第二項第四号に規定する内閣府令で

項第三号に掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

四〇六 (略)

七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の第二項第八号に掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに国内における代表者となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

(登録申請書の添付書類)

第二百六十条 法第六十六条の二第二項第四号に規定する内閣府令で

定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法人であるときは、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 役員の前婚前の氏名を当該役員の前婚前の氏名に併せて法第六十六条の二第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の前婚前の氏名を証するものでないときは、当該前婚前の氏名を証する書面

ニ・ホ (略)

二 個人であるときは、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第六十六条の二第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該前婚前の氏名を証するものでないときは、当該前婚前の氏名を証する書面

ニ (略)

三・四 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二百六十三条 法第六十六条の五第一項の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出

定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法人であるときは、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

(新設)

ハ・ニ (略)

二 個人であるときは、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

(新設)

ハ (略)

三・四 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二百六十三条 法第六十六条の五第一項の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出

しなければならない。

一 (略)

二 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 法第六十六条の二第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)・(5) (略)

四・五 (略)

2・3 (略)

(登録申請書の添付書類)

第三百条 法第六十六条の二十八第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

なければならない。

一 (略)

(新設)

二 法第六十六条の二第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

三・四 (略)

2・3 (略)

(登録申請書の添付書類)

第三百条 法第六十六条の二十八第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第三百三条及び第三百四条第二号において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 役員の前婚前の氏名を、当該役員の前婚前の氏名に併せて法第六十六条の二十八第一項の登録申請書に記載した場合において、口に掲げる書面が当該役員の前婚前の氏名を証するものでないときは、当該前婚前の氏名を証する書面

ニ・ホ (略)

三 登録申請者（外国法人に限る。）の法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 前婚前の氏名を、氏名に併せて法第六十六条の二十八第一項の登録申請書に記載した場合において、口に掲げる書面が当該前婚前の氏名を証するものでないときは、当該前婚前の氏名を証する書面

四 法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者及び監督委員会の委員に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

二 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第三百三条及び第三百四条第二号において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

(新設)

ハ・ニ (略)

三 登録申請者（外国法人に限る。）の法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

(新設)

四 法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者及び監督委員会の委員に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第六十六条の二十八第一項

の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五〇九 (略)

二〇四 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第三百四条 法第六十六条の三十一第一項の規定により届出を行う信用格付業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第六十六条の二十八第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において

(新設)

五〇九 (略)

二〇四 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第三百四条 法第六十六条の三十一第一項の規定により届出を行う信用格付業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第六十六条の二十八第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

て、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)・(5) (略)

三 第二百九十八条第一号に掲げる事項について変更があつた場合新たに法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者となつた者に係る次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四・五 (略)

六 第二百九十八条第五号に掲げる事項について変更があつた場合新たに法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者又は監督委員会の委員となつた者に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(3)・(4) (略)

三 第二百九十八条第一号に掲げる事項について変更があつた場合新たに法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者となつた者に係る次に掲げる書類

イ・ロ (略)

(新設)

四・五 (略)

六 第二百九十八条第五号に掲げる事項について変更があつた場合新たに法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者又は監督委員会の委員となつた者に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

(新設)

改正案	現行
<p>別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二條第一項関係） （日本工業規格 A 4） （略） （第 2 面）</p> <p>（表略） （注意事項） 1・2 （略） 3 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄 (1)～(3) （略） <u>(4) 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「3 氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u> （略） （第 4 面）</p> <p>（別添 2：役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u> （第 5 面）</p> <p>（別添 3：金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u> （第 6 面）</p> <p>（別添 4：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人の氏名） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u> （以下略）</p>	<p>別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二條第一項関係） （日本工業規格 A 4） （略） （第 2 面）</p> <p>（表略） （注意事項） 1・2 （略） 3 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄 (1)～(3) （略） （新設） （略） （第 4 面）</p> <p>（別添 2：役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称） （表略） （新設） （略） （第 5 面）</p> <p>（別添 3：金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名） （表略） （新設） （略） （第 6 面）</p> <p>（別添 4：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人の氏名） （表略） （新設） （以下略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第 4 面）</p> <p>（別添 2：役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称）</p> <p>（表略）</p> <p><u>（注意事項）</u></p> <p><u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">（第 5 面）</p> <p>（別添 3：会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称）</p> <p>（表略）</p> <p><u>（注意事項）</u></p> <p><u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第 9 面）</p> <p>（別添 6：登録金融機関業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する 使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名）</p> <p>（表略）</p> <p><u>（注意事項）</u></p> <p><u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて 記載することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">（第10面）</p> <p>（別添 7：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及 び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人の氏名）</p> <p>（表略）</p> <p><u>（注意事項）</u></p> <p><u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて 記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第 4 面）</p> <p>（別添 2：役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称）</p> <p>（表略）</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: right;">（第 5 面）</p> <p>（別添 3：会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称）</p> <p>（表略）</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第 9 面）</p> <p>（別添 6：登録金融機関業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する 使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名）</p> <p>（表略）</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: right;">（第10面）</p> <p>（別添 7：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及 び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人の氏名）</p> <p>（表略）</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第十八号（第二百十八条、第二百二十二条関係） （日本工業規格 A 4） （略） （第 4 面） （別添 2：役員役職名及び氏名又は名称） （表略） <u>（注意事項）</u> 1 <u>役員には取引所取引店の所在する国における代表者を含む。</u> 2 <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u> （略） （第 9 面） （別添 7：国内における代表者の氏名及び国内の住所） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「国内における代表者の氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p>	<p>別紙様式第十八号（第二百十八条、第二百二十二条関係） （日本工業規格 A 4） （略） （第 4 面） （別添 2：役員役職名及び氏名又は名称） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>役員には取引所取引店の所在する国における代表者を含む。</u> （略） （第 9 面） （別添 7：国内における代表者の氏名及び国内の住所） （表略） （新設）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第十九号の二（第二百三十二条の二、第二百三十二条の七関係） （日本工業規格 A 4） （略） （第 4 面） （別添 2：役員の役職名及び氏名又は名称） （表略） <u>（注意事項）</u> 1 <u>役員には電子店頭デリバティブ取引等店の所在する国における代表者を含む。</u> 2 <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u> （略） （第 8 面） （別添 6：国内における代表者の氏名及び国内の住所） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「国内における代表者の氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p>	<p>別紙様式第十九号の二（第二百三十二条の二、第二百三十二条の七関係） （日本工業規格 A 4） （略） （第 4 面） （別添 2：役員の役職名及び氏名又は名称） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>役員には電子店頭デリバティブ取引等店の所在する国における代表者を含む。</u> （略） （第 8 面） （別添 6：国内における代表者の氏名及び国内の住所） （表略） （新設）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第二十号（第二百三十六条、第二百三十九条関係） （日本工業規格A4） （略）</p> <p><u>（注意事項）</u> 1 「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。 2 <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（別添1：役員の氏名又は名称） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">（第3面）</p> <p>（別添2：適格機関投資家等特例業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人及び第237条第1項に規定する使用人の氏名） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">（第4面）</p> <p>（別添3：適格機関投資家等特例業務に関し、運用を行う部門を統括する使用人及び第237条第2項に規定する使用人の氏名） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第二十号（第二百三十六条、第二百三十九条関係） （日本工業規格A4） （略）</p> <p><u>（注意事項）</u> <u>「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。</u></p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（別添1：役員の氏名又は名称） （表略） （新設）</p> <p style="text-align: right;">（第3面）</p> <p>（別添2：適格機関投資家等特例業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人及び第237条第1項に規定する使用人の氏名） （表略） （新設）</p> <p style="text-align: right;">（第4面）</p> <p>（別添3：適格機関投資家等特例業務に関し、運用を行う部門を統括する使用人及び第237条第2項に規定する使用人の氏名） （表略） （新設）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第二十四号（第二百五十七条、第二百六十三条第一項関係） （日本工業規格A4） （略） （第2面） （表略） （注意事項） 1・2 （略） 3 「2 商号又は名称」、「3 氏名」、「4 役員の氏名」 イ～ハ （略） <u>ニ 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「3 氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u> <u>ホ 申請者が個人である場合は、「4 役員の氏名」への記載は省略すること。</u> 4～6 （略） （第3面） （別添1：役員の氏名又は名称） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u> （以下略）</p>	<p>別紙様式第二十四号（第二百五十七条、第二百六十三条第一項関係） （日本工業規格A4） （略） （第2面） （表略） （注意事項） 1・2 （略） 3 「2 商号又は名称」、「3 氏名」、「4 役員の氏名」 イ～ハ （略） （新設） <u>ニ 申請者が個人である場合は、「4 役員の氏名」への記載は省略すること。</u> 4～6 （略） （第3面） （別添1：役員の氏名又は名称） （表略） （新設） （以下略）</p>

改正案	現 行
<p>別紙様式第二十七号（第二百九十六条、第三百四条関係） （略） （日本工業規格 A 4） （第 2 面）</p> <p>（表略） （注意事項） 1 （略） 2 「<u>1 法人格の有無</u>」欄は、法人格がある場合にはその根拠規定を併せて記載すること。 3 <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「6 登録申請者（外国法人に限る。）の法第 66条の28第 1 項に規定する国内における代表者又は第297条に規定する者の氏名」、「10 法令等遵守責任者の氏名」、「11 信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者の氏名」及び「12 監督委員会の委員の氏名」の欄に内書（括弧書）で併せて記載することができる。</u> 4 「<u>12 監督委員会の委員の氏名</u>」の欄は、委員が独立委員である場合には、独立委員である旨を内書（括弧書）で併せて記載すること。</p> <p style="text-align: right;">（第 3 面）</p> <p>（別添 1：役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含み、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人を含む。）の氏名又は名称） （表略） （注意事項） <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に内書（括弧書）で併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第二十七号（第二百九十六条、第三百四条関係） （略） （日本工業規格 A 4） （第 2 面）</p> <p>（表略） （注意事項） 1 （略） 2 「<u>法人格の有無</u>」欄は、法人格がある場合にはその根拠規定を併せて記載すること。 （新設）</p> <p>3 「<u>監督委員会の委員の氏名</u>」の欄は、委員が独立委員である場合には、独立委員である旨を内書（括弧書）で併せて記載すること。</p> <p style="text-align: right;">（第 3 面）</p> <p>（別添 1：役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含み、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人を含む。）の氏名又は名称） （表略） （新設）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>